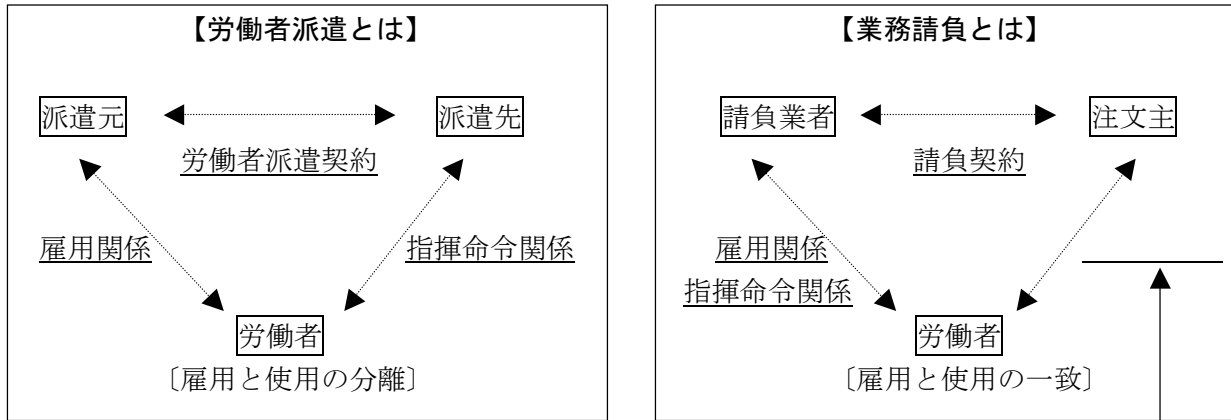


労働者派遣と業務請負の違い

ここ最近『偽装請負』という言葉が毎日のように報道されていますが、一体何が問題になっているのでしょうか。労働者派遣と業務請負は外形上の区別がつきにくいところに原因があるようです。



労働者派遣と業務請負との違いは、上図のように、**業務請負では注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じない**(右側の図)という点にあります。注文主と労働者との間に指揮命令関係がある場合には、**請負形式の契約により行われていても労働者派遣事業に該当**(左側の図)し、労働者派遣法の適用を受けます。この場合、労働安全衛生法に基づく事業者責任のうち、派遣先が責任を負う事項は、**注文主が負うこと**になります。このケースが、いわゆる『偽装請負』と言われ、**企業の安全管理責任が問われる**ことになります。

<各種負担義務の違い>

	目的	指揮命令の権限	仕事の裁量権	安全の責任者	根拠規程
労働者派遣	労務の提供	派遣先	なし	派遣元・派遣先	労働者派遣法
業務請負	仕事の完成	請負業者	あり	請負業者	民法 632 条

振替休日と代休の違いとは

「振替休日」とは、業務等の都合により、あらかじめ就業規則で休日と定められた日を労働日とし、その代わりに他の労働日を休日とすることです。要するに休日と労働日を交換することです。最初に、休日を労働日、労働日を休日と決めてしまうのです。要件として、就業規則に休日を振替えることができる旨の規定を設けておき、休日を振替える前にあらかじめ振替える日を特定する必要があります。

「代休」については、休日労働が行われた場合にその代償として、その後の特定の労働日の労働義務を免除することです。あくまでも、**本来休ませる日に労働させた点に「振替休日」との違い**があります。そのため、代休の場合は、休日労働は既に行われているため、**休日労働として割増賃金の支払いの対象**となります。要するに手続き上の違いによって、振替休日または代休のいずれにもなり得ます。

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。送信リストから削除させていただきます。よろしく申し上げます。

FAX番号 45-7166 不要 貴社名 _____